１．会合名	非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ
２．日　時	平成 25 年 11 月１日（金）13:00～14:35
３．議　案	１．本ワーキング・グループの設置趣旨について ２．事務局説明 (1)　これまでの検討状況について (2)　グリーンシート銘柄制度について ３．自由討議
４．主な内容	議事に先立ち、事務局より委員の紹介が行われるとともに、主査による挨拶が行われた。 **１．本ワーキング・グループの設置趣旨について** 事務局より、本ワーキングを設置するに至った経緯や検討を予定している事項、今後の進め方等について説明が行われた。 **２．事務局説明** 事務局より、「(1)これまでの検討状況について」として、金融審議会の「新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方等に関するワーキング・グループ」における検討状況等について、資料２－１、資料２－２及び資料２－３に基づき、説明が行われた。 引き続き、「(2)グリーンシート銘柄制度について」として、当該ワーキングにおいてグリーンシート銘柄のインサイダー取引規制の適用を免除するための要件とされる「株式等の流通範囲の制限」のあり方として、「企業をよく知る者による一定数以下の者の間において取引（流通）がなされること」について、資料３に基づき説明が行われた。 **３．自由討議** これまでの説明を踏まえ、大要以下のとおり、自由討議が行われた。 （「企業をよく知る者」を対象者とすることについて） ・　「企業をよく知る者」の定義・範囲については、詳細に定めてしまうと、実務上利用できないこととなり、制度として機能しなくなるので、可能な限り緩やかな枠組みとする必要があるのではないか。 ・　上場株式に比べ流動性が低いことを考えると、売買の相手先が見つからない場合に対応するため、「企業をよく知る者」以外にも又はその中に、金融商品取引業者を対象とすることで流動性を補完させる必要があるのではないか。また、金融商品取引業者などの一般的に金融商品に精通する者も含めた方がよいのではないか。 ・　インターネットを利用して情報を得ようとする場合には、情報にアク

	セスできる者が限りなく広がることとなり、企業をよく知る者と知らない者の差がなくなってしまうのではないか。一方で、アクセスできる者が増加することにより、企業をよく知る者が増加するだけとも考えられるので、その際は「インターネットで情報を得た人」＝「企業をよく知る者」と整理することもできるのではないか。 ・ 当該企業と一定の関係性を有する者は、証券会社が仲介しなくても当事者間で売買ができるため、このような定義で制約する意味がないのではないか。 ・ 顧客は当該企業をよく知っているからこそ株式を売買する。よって、仲介者である証券会社に対し、譲渡制限やインサイダー取引規制等に関する、顧客への適切な説明義務を課すなどすれば、そもそも株式等の流通範囲の制限を行う必要はないのではないか。 （「一定数以下の者の間において取引（流通）がなされること」について） ・ 例えば、「地域」で制限することについて、ある地域に住んでいる人だけが特定の会社と繋がりが深いというわけではない。「地域」で一律に範囲を限定することは現実的ではない。 ・ 株主の数が増えると、有価証券報告書の提出義務が生じる。金商法の趣旨は、有価証券報告書が提出されれば、取引所の上場有無に関係なく、誰でも取引を行ってもよいという考え方が根本にある中で、「一定数以下」とすることに関し、流通する人数まで制限する必要があるのかは疑問である。 ・ 流動性の低い非上場の有価証券を一般投資家が取引することとなるので、「取引開始基準」や「適合性の原則」の取扱いについても検討が必要である。 ・ 新たな制度においては、投資者保護等の観点から、仲介業者としての証券会社による適切な取扱いが行われることが重要となるので、証券会社による取扱いに当たっては、厳しい要件を定めるべきではないか。 **【今後の予定】** 議論の内容を踏まえて、事務局において必要な修正を行い、次回会合にて諮ることとされた。 以　上
５．その他	特になし ※　本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
６．本件に関する問い合わせ先	自主規制本部　エクイティ市場部（03－3667－8481）